

☆ 市役所・町村役場の国民年金または国民健康保険係に提出してください。

健康保険 厚生年金保険 資格等取得（喪失）連絡票

〔該当する□に✓を付けてください。〕

☐ 下記の者は、健康保険等の被保険者の資格を ☐取得 ☐喪失 したことを連絡します。

☐ 下記の者は、健康保険の被扶養者として ☐認定 ☐認定を抹消 されたことを連絡します。

令和 年 月 日

所在地
事業所 名称
代表者 (印)
TEL (— — 担当者)

被保険者	氏名			生年月日	昭和 年 月 日生	男女	
	住所	高知県吾川郡仁淀川町				電話番号	
	健康保険・厚生年金 保険資格取得年月日 又は資格喪失年月日 (退職年月日)	取得 (令和 年 月 日)		健康保険の 被保険者 情報	記号・番号(枝番) ()		
		喪失 (令和 年 月 日) 退職 (令和 年 月 日)			保険者番号		
	年金手帳の基礎年金番号						

被扶養者	氏名	生年月日	性別	続柄	被扶養者として認定又は 認定を抹消された日	退職以外のとき の抹消理由
		昭平令 年 月 日	男・女		認定 令和 年 月 日 抹消 令和 年 月 日	
		昭平令 年 月 日	男・女		認定 令和 年 月 日 抹消 令和 年 月 日	
		昭平令 年 月 日	男・女		認定 令和 年 月 日 抹消 令和 年 月 日	
		昭平令 年 月 日	男・女		認定 令和 年 月 日 抹消 令和 年 月 日	
		昭平令 年 月 日	男・女		認定 令和 年 月 日 抹消 令和 年 月 日	

＜記載上の注意＞

- 資格喪失年月日は、通常退職日の翌日となります。間違いないか確認してください。
- 「被扶養者」欄は、被扶養者として認定、又は、認定を抹消された場合に記入してください。
本人の資格取得又は資格喪失の際に、被扶養者がある場合も記入してください。
なお、被扶養者の異動のみの場合は、被保険者欄と被扶養者欄を記入してください。
また、「被扶養者として認定又は認定を抹消された日」欄は、年金事務所から送付される「健康保険被扶養者（異動）届」に基づいて、記入してください。
- 退職以外のときの抹消理由も必ず記入して下さい。
(例 収入が認定基準を上回ったため、被扶養者が就職したため など)

国民健康保険・国民年金の市役所、町村役場への届出

	こんなとき	国民健康保険 [注 1]	国民年金（20歳以上60歳未満） [注 2]
従業員	就職したとき	国保脱退（社保加入） 〈健康保険の被保険者になったとき〉 <u>以下の書類を準備の上、手続きが必要です。</u> ①マイナンバーカードまたは免許証等の身分証明書 ②国保保険証または資格確認書 ③健康保険の保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・マイポータル画面提示・健康保険/厚生年金保険健康保険資格等取得（喪失）連絡票の何れか1点	種別変更（喪失）（1号、3号→2号） 〈厚生年金の被保険者になったとき〉 <u>届出は必要ありません。</u>
	退職したとき	国保加入（社保脱退） 〈健康保険の被保険者でなくなったとき〉 <u>以下の書類を準備の上、手続きが必要です。</u> ①マイナンバーカードまたは免許証等の身分証明書 ②健康保険/厚生年金保険健康保険資格等取得（喪失）連絡票 ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方は持参してください。	種別変更（取得）（2号→1号、3号） 〈厚生年金の被保険者でなくなったとき〉 ●1号被保険者になるとき <u>以下の書類を準備の上、手続きが必要です。</u> ①マイナンバーカードまたは年金手帳 ②健康保険/厚生年金保険健康保険資格等取得（喪失）連絡票 ●3号被保険者になるとき <u>配偶者の勤務する事業主への届出が必要です。</u>
従業員の家族	従業員の被扶養者（年金は被扶養配偶者）になったとき	国保脱退（社保加入） 〈健康保険の被保険者の被扶養者になったとき〉 <u>「従業員」の「就職したとき」と同じ書類を準備の上、手続きが必要です。</u>	種別変更（喪失）（1号、2号→3号） 〈厚生年金加入者の被扶養者になったとき〉 <u>事業主への届出が必要です。</u>
	従業員の被扶養者（年金は被扶養配偶者）でなくなったとき	国保加入（社保脱退） 〈健康保険の被保険者の被扶養者でなくなったとき〉 <u>以下の書類を準備の上、手続きが必要です。</u> ①マイナンバーカードまたは免許証等の身分証明書 ②健康保険/厚生年金保険健康保険資格等取得（喪失）連絡票	種別変更（喪失）（3号→1号、2号） 〈厚生年金保険の被保険者になったとき〉 ●1号被保険者になるとき <u>以下の書類を準備の上、手続きが必要です。</u> ①マイナンバーカードまたは年金手帳 ②健康保険/厚生年金保険健康保険資格等取得（喪失）連絡票 ●2号被保険者になるとき <u>届出は必要ありません。</u>

[注 1] 国民健康保険の資格取得喪失届出

- 退職（健康保険任意継続被保険者になられた方は期限満了時）・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14日以内に住所地の市役所・町村役場への届出が必要です。
- 国民健康保険組合加入者については、その組合への届出が必要です。
- 資格の届出が遅れると、国民健康保険料（税）は資格を取得・喪失した時点まで遡って計算されます。また、医療費の全額が自己負担になる場合があります。

[注 2] 国民年金の種別変更届出

- 国民年金被保険者の種別
 第1号被保険者（1号）・・・農業者、自営業者など2号、3号でない者
 第2号被保険者（2号）・・・厚生年金、共済組合加入者
 第3号被保険者（3号）・・・厚生年金、共済組合加入者の被扶養配偶者
- 退職（健康保険任意継続被保険者になられた方を含む）等により種別が1号に変更になった方（従業員）は、14日以内に住所地の市役所、町村役場への届出が必要です。
- 従業員の家族（被扶養配偶者のみ）の国民年金第3号被保険者への変更は、事業主を経由して年金事務所への届出が必要です。
- 資格の届出が遅れると、年金の受給資格を満たすことができない場合があります。

[共通事項]

健康保険/厚生年金保険健康保険資格等取得（喪失）連絡票は、1部で国民健康保険と国民年金の両方の手続きができます。